

地域公共交通計画の作成について

令和 4 年 5 月 総合政策部企画政策課

1 地域公共交通計画について

令和 2 年 1 1 月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、地方公共団体による地域公共交通計画の作成が努力義務化されました。

この地域公共交通計画とは、地域の移動ニーズを踏まえ、地域自らが交通をデザインしていくため、地域にとって望ましい公共交通サービスを明らかにし、持続可能なサービスの提供を確保するために必要な方針を定める、公共交通のマスタープランとなる計画です。

	地域公共交通計画
計画の対象	<ul style="list-style-type: none">・公共交通のネットワークの確保・充実・ダイヤや運賃など、サービスを総合的に捉えた改善・充実・地域の輸送資源を総動員する具体策
位置付け	<ul style="list-style-type: none">・地方公共団体による作成を法的に努力義務化・基本的に全ての地方公共団体において計画の作成・実施に取り組む

また、法改正と合わせる形で、この計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けが、現在、本市が活用している「地域公共交通確保維持事業」の補助要件化※されました。

※ 令和 7 年事業年度（令和 6 年 1 0 月 1 日～令和 7 年 9 月 3 0 日）の認定申請の提出期限（令和 6 年 6 月）までに、計画を作成する必要があります。

2 今後の会議体のイメージ

(1) これまで

白岡市地域公共交通会議

- ・ 地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保



白岡市地域公共交通確保維持改善協議会

- ・ 生活交通確保維持改善計画の策定・事業の実施主体
- ・ 国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金の管理・運用

(2) 今後

「地域公共交通会議」と「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」に基づく、地域公共交通計画の作成及び実施について協議検討することを目的とする会議である「地域公共交通活性化協議会」とを一本化し、両方の要件・目的を兼ねた会議体とし、地域公共交通計画の作成をするとともに、補助対象事業を実施していきます。

白岡市地域公共交通会議

(令和4年度中を予定)

組織概要

- 1 根拠法令等
 - ア 道路運送法施行規則第9条の3
 - イ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条
 - ウ 白岡市地域公共交通会議設置要綱
- 2 協議事項
 - ア 地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保・利便増進に関する協議
 - イ 道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業に関する協議・合意形成（区域、運賃、車両等）
 - ウ 地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議

委員構成

市、交通事業者、交通事業者が組織する団体の代表、市民又は利用者、地方運輸支局長、交通事業者の運転者が組織する団体の代表、道路管理者、警察、関係行政機関、学識者

※ 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会については、令和6年事業年度（令和5年10月1日～令和6年9月30日）に係る補助金受領後に廃止となります。